

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)
知事メッセージ

令和3年1月8日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

はじめに、この年末年始においても新型コロナウイルス感染症に御対応いただいた医療関係者の皆様方、介護・福祉施設等の皆様方、そして各保健所等で防疫・検査業務を実施される方々に対しまして、県民を代表して改めて感謝申し上げますとともに、心より応援申し上げます。

こうした方々を支えてくださっている御家族をはじめ多くの皆様方に対しましても、お礼を申し上げます。

昨日、政府対策本部長から、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところです。

併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、緊急事態宣言の対象地域となっている1都3県においては、不要不急の外出・移動の自粛や、飲食店等の営業時間の短縮等の要請を行うこととされました。

県としては、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、県の対処方針を変更するとともに、これに基づく協力要請として、県民の皆様

方には、これら特定都道府県との不要不急の往来は控えていただくようお願いいたします。

また、特定都道府県から移動してきた方には、滞在中、健康観察を徹底していただくとともに、人との接触は必要最小限にとどめてくださるようお願いいたします。

特定都道府県以外であっても、感染症患者が多数発生している地域への移動については、移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、移動先の自治体を実施する措置に従って慎重な行動をお願いします。

なお、仕事や大学受験・就職活動・各種国家資格試験等のための移動を制限するものではありませんので御留意願います。

青森県においては、継続的に感染症患者が発生し予断を許さない状況が続いています。

また、これまでの間、飲食店における感染クラスターが複数発生しておりますが、これらにおいてはマスク着用等の基本的な感染防止対策が徹底されていなかったことなどが確認されております。

飲食店経営者の皆様方には、「密接回避」「飛沫防止」「換気」など、適切な感染防止策を講じるとともに、最新の業種別ガイドラインを御確認の上、これに基づく取組を徹底して営業していただくことを改めて強くお願いします。

また、県民の皆様方には、重ねてのお願いとなりますが、「三密」の回避など基本的な感染防止対策を徹底していただくことはもとより、「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間に及ぶ飲食」「マスクなしでの会話」など『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当する場面がどこにあるのか確認の上、場面に応じた感染防止策を実践していただくとともに、会食の際には、「飲酒を伴

う場合は、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人と」「箸やコップは使いまわさない」「体調が悪い人は参加しない」など「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を実践していただくようお願いします。

今般の緊急事態宣言の発出に伴い特定都道府県との往来を控えていただくことなどにより、県民の皆様方の生活に少なからず影響が及ぶものと思われませんが、本県における感染まん延や医療の崩壊を避けるためには、県民の皆様方お一人お一人の取組の積み重ねが不可欠であります。

県民の皆様方の特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。